

治山工事特記仕様書【植生工】

1. 受注者は、施工した植生工が工事完成引き渡し後1年以内に枯死または生育不良になった場合は、発注者に立ち会いを求めその原因等について調査しなければならない。

枯死または生育不良の原因が暴風・豪雨・洪水・獣害等、請負者の責任に帰しえない場合を除き、再施工するものとする。この場合にあっては、再施工の時期、配合等について発注者と協議するものとするとともに、施工結果を発注者に報告しなければならない。